

# 筑西市議会福祉文教委員会

## 会 議 録

(平成30年第3回定例会)

筑 西 市 議 会

## 福祉文教委員会 会議録

### 1 日時

平成30年9月19日(水) 開会：午前10時 閉会：午後 0時50分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

- 請願第 2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採  
択を求める請願
- 議案第120号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について(分割付託分)
- 議案第122号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部改正について(分割付託分)
- 議案第124号 筑西市手話言語条例の制定について
- 議案第125号 筑西市立幼稚園条例の一部改正について
- 議案第126号 平成30年度筑西市一般会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算
- 議案第127号 平成30年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第128号 平成30年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第129号 平成30年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 

### 4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君	委員	森 正雄君	
委員	真次 洋行君	委員	藤川 寧子君	委員	三浦 譲君	

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

---

委員長 大嶋 茂

○委員長（大嶋 茂君） おはようございます。ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後執行部に入室していただき、条例議案4案、補正予算議案4案について、所管部ごとに審査願いたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 異議なしということで、それではまず請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について審査願います。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してあります。

この請願は、請願提出者から説明と意見等の陳述がございます。

それでは、説明者の方、どうぞ。説明と意見書陳述をお願いいたします。

○請願提出者 皆さん、おはようございます。請願団体の茨城県教職員組合の書記長をしております○○○○と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、多くの審議内容がある中、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。改めて感謝いたします。

時間も限られておりますので、早速請願事項について趣旨説明をさせていただきます。まず初めに、義務教育費国庫負担制度について……

○委員長（大嶋 茂君） 着座で。

○請願提出者 義務教育費国庫負担制度について確認させていただければなと思っています。

まず、義務教育費国庫負担法については、第1条にこの法律の目的ということで、この法律は義務教育について義務教育無償の原則にのっとり、国民の全てに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とされています。2条からは、短い法律ですが、そのために実支出額の3分の1を負担するというので、教職員の給料等や退職金等については国が保障するというような法律になっております。その上で、当然国が給料面の保障をしますので、題名が長い法律なので、よく定数法とか標準法とか言われておりますけれども、そこで学級編制及び教職員の定数の標準について必要な事項を定め、もって義務教育水準の維持向上に資することを目的とするというようなことで法律が制定されておまして、その後細かい数値が学校規模と教職員定数が規定されているという制度になっております。

当然教育には、その他多くの予算がかかります。学校の建てかえやエアコンの設置、ICTなどの設備の設置等々は、基本的には市町村、設置者の予算で賄われるということになると思います。ただし、教育の格差が生じないように、国の補助金制度や交付税措置がされているということです。なので、一般自治体独自の取り組みも認められてはいますが、原則的、基本的には法律が変わらなければ、市町村の教職員であるにもかかわらず、教職員の定数や学校規模を変えるのがなかなか難しいという現状があります。それに対して、環境整備に関しては、一般的に市町村に直接補助金等がおりてきますので、独自の取り組み

がしやすいというような特徴があるのだろうなというようなことで思っております。

定数法が変われば、恒常的に学級規模が改善し、教職員の定数がふえるということになります。その趣旨を多くの議会で理解していただいて、筑西市議会を初めほとんどの市町村議会から、毎年国に地方自治法に基づき意見書を提出していただいているという状況です。

さて、きめ細かな教育を行うために少人数学級の実現をなぜ今やらなければいけないという理由でござります。1つ目として、国際規格であるOECDの調査によると、依然として日本のGDP比教育予算は最下位レベルです。1学級の在籍者数、教員の勤務時間、教員1人当たりの児童生徒数も下位レベルの現状があります。少人数学級を実現することで、全てがOECD平均値、標準に近づくことができるだろうなというようなことで考えています。

2つ目として、日本PTA協議会、校長会、教職員組合、教育委員会等、多くの団体が少人数学級の実現を要望しています。多くの野党や与党の自民、公明なども含めまして、教育にかかわりの深い国会議員の皆さんも望んでいます。文部科学省も前向きに検討し、毎年のように予算要求していますが、財務省との折衝で実現していない現実もあります。年々児童生徒数が減少しているのに、教職員の自然減があることから、少人数学級にしても多くの予算増にはならないのだろうなというようなことで思っています。今がチャンスだと思っています。

3つ目として、学習指導要領が改訂され、小学校では2020年度、中学校では2021年度から完全実施になります。時代の変化とともに、ICTや高度な外国語教育など、学校教育に求められるものが増えていきます。きめ細かな教育を行うためには、少人数学級で行うことが大事だというようなことで考えています。その他当然専門的知識を持った教員を配置することも必要だと思います。

4つ目として、当然教員の数をふやすばかりでなく、質の向上も必要です。あと、少なくとも5年程度は大量退職が続きます。倍率3倍ないと、教員の質は保てないと言われる中、小学校教員の茨城県の倍率は、昨年度実績2.26倍です。赤信号がともっている状況だと思っています。慢性的な講師不足で、定数に達していない学校もあります。1人にかかる負担が大きく、毎日の授業をそつなくこなすことに精いっぱい教員も多いのも事実です。自己研さんをしている暇はなかなか見つかりません。1カ月の長期勤務時間は、過労死レベルの100時間を超えている教員はざらですし、文部科学省の調査でも、1月の超過勤務時間が80時間を超えている教員は、中学校で6割を超えています。教員が余裕をもって仕事ができる魅力ある職場にすることが改善となります。きめ細かな教育ができるということです。仕事が削減できないのなら、人をふやすしかないと思っています。少人数学級にすることにより、教員の数も必然的にふえますので、その一つの手段になると思っています。

5つ目として、教育の機会均等は、最初にご紹介した法律に示されているように、憲法の理念です。基本的なことは、国が法を整備し、財政的な負担をしなければ、一定の水準にはなりません。エアコンの設置率に見られるように、自治体の財政状況や考え方で設置率が変わってしまっただけではないものだと思います。1学級の標準定数は基本のキだと思っています。同じ水準にするために、多くの自治体で関係機関に意見書を提出いただいていることは大きな意味を持っているのだろうなと思っています。財務省は、教職員定数を少しでも減らそうとしています。そのような中、多くの自治体で意見書を出していただいていることもあり、昨年度は標準校で外国籍の子供への対応、障害児への対応のための教員が法律で定数化しました。また、ことしから始まった小学校の外国語活動や外国語への移行措置に対応するために、加配

措置で全国で1,000人が配置されました。少しずつではありますが、教員の数がふえている現状もあります。これも毎年この請願を採択していただき、意見書を提出していただいているおかげだと考えています。

以上の理由から、ぜひ今年度も請願を採択していただき、国に意見書を提出していただきたいと思っています。よろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑があればお願いたします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） どうもご苦労さまです。

ちょっとわからないところをお聞かせ願いたいのですが、教員の就職の倍率が下がっているという今話でした。3倍以上であれば質の確保もという話で、それ以下になっているということで、この倍率が下がっている状況というのは、ここしばらく続いているのでしょうか。それと、その理由というのはどのように考えているのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） ○○説明者、どうぞ。

○請願提出者 ここ何年か、小学校の倍率は3倍を切っている実情があります。

実は、読売新聞の9月8日付の社説では、教職員の定数という話ではなくて、働き方に関して社説として載っているのですが、その中では全国でも教員採用試験の競争倍率は低下傾向にある。約20年前には10倍を超えていたが、昨年度は5倍強に下がった。また、茨城県はそれ以下ということです。

（「10年前って、今あれですか」と呼ぶ者あり）

○請願提出者 （続）20年前には10倍以上あったものが、現在では全国でも5倍強になってしまっていると。茨城県は特に小学校は3倍弱、2.26倍ですが、全体でも3.49倍です。高校とか特別支援学校とか、そういうところも含めまして3.49倍ということで、多くの若者がブラック職場と学校をみなしている証拠ではないかなということで読売新聞も表しているように、非常にいい、質の高い人材を確保するのになかなか難しい状況になっているというのが全国的な状況だと思っています。その理由としては、1つは教員の退職に関しては一般企業よりも数年おくらせていまして、昨年度が茨城県の退職のピークでした。大量退職とともに、今まで教員の採用人数をずっと絞ってきたというところがありまして、退職者がふえるということも含めまして募集人数をふやしたことで、倍率が下がるということと、それまでやはり世の中で、読売新聞にもあるように、やっぱり働き方が非常に厳しいというような状況も世の中でわかってきたところもあるのではないかなということで想像しますが。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今就職と言えば公務員志向ですので、前は本当に20年前は10倍の倍率だと言われましたけれども、まさに子供のなりたい職業の上位だったわけですね、教師というのは。それが、ブラック化によってそこまでなってきたということ、そのブラック化によって具体的に、我々はなかなか先生の声をじかに聞くことは少ないものですから、どういう状況、どういう話なんかが出ているのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） ○○説明者。

○請願提出者 時代の変化とともに、先ほど説明の中にも学習指導要領が変わると。改訂されて、2020年、

2021年度から完全実施になるというお話をしましたが、教えることが非常に豊富になってきているのにもかかわらず、削減するものがないというような、国としての政策だとは思うのですけれども、小学校で外国語が入ってきたときも、活動ではありましたけれども、教員の負担になっているというのも事実ですし、中学校の部活動にしても、一定国は休養日必要だということで十数年前も出したのですが、やはり学校現場にいれば、子供たち一生懸命やっているので、何とか勝たせてあげたい、子供たちの望みをかなえてあげたいというような思いを持っている教員も当然たくさんいますので、かえってその文書を発したときには一時的に減ったのですが、活動時間はふえてしまったというような実情があったりとかしてまして、うちの妻も地元の小学校の教員をやっているのですが、朝7時、車で10分か15分のところなのですが、朝7時過ぎに出ていって、帰りは8時前には帰ってきませんので、そのような状況の教員はごくごく普通にいるのではないかなというようなことで思っております。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 毎年このような教育に関する請願を出されていると思うのですけれども、それに対して前から少人数だとか、その前もちょっとあれしましたけれども、いろいろ出されているのですけれども、これに対して正直言って、これ議長宛てに来ているのですね、請願は。それに対しての回答というのは我々は全然聞いていないのです。出したので、今国のほうで出したのだけれども、こういう意見で、これは厳しいとか、そういうふうなものは我々議員に対して、議長宛てに1枚ファクスでも何でもいいのですけれども、そういうことはされないのですか。我々はいつもこういう審議で、請願だけ茨城県各44市町村ありますけれども、そういう中でいつも請願だけはこっちから一方的に出されるけれども、それに対してのこういうふうに出しました。こういう話で今回はここまではできましたとか、何かそういう的なのを議長宛てか何かに出せないものかどうか。その辺はどうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） ○○説明者。

○請願提出者 紹介議員さんがいて、趣旨説明して、その結果国としてどんなふうになったか、今お話、若干ではありますが、できたかなというようなことでは思っています。

ただ、改めてどの議会の皆さんにも今まで出していなかったというのは、事実上そのとおりではありますので、なかなか毎年毎年改善をしましたよというのをどこまで出せるかわかりませんが、とりあえず検討させていただくという形でよろしいでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） せっかくにこうやって、筑西市議会議長宛てに請願を出して、結局私、毎年こういうのを拝見していますけれども、それに対して何も聞いていないのです。少数人数のときも、我々はもう教育に関しては反対ではありませんので、しますけれども、それに対してはやっぱりこの茨城県としてやったときには、出したのだけれども、こういうことで、簡単で結構ですから、きちっとやっぱり我々にもある程度議長宛てで、個人的には大変ですから、議長宛てでも出されたほうがいいのではないかなと思うのです。

我々は、正直言って、筑西市の場合は市長宛てにいろいろな要望書を出したときに、必ず回答が来ます。それは送ります。1カ月とか2カ月で送りますけれども、やっぱりそうやってすると、やっぱりこうやってくれているのだなというのが実感できるのです。それが実現できるとか実現できないではなくて、やっぱり送ってもらうと。それはこっちの場合は大きいですから大変だと思うのですけれども、その辺もちよ

っと我々せっかくこうやって何回も、もう何回もこういう請願は扱っています。みんなそのたびに何も言うことはありませんけれども、何かそういうふうな一方的で回答が来ないものですから、どうなのかなと思っていました。

○委員長（大嶋 茂君） ○○説明者、いかがでしょうか。

○請願提出者 どんなもの、今まで出していなかったものですから、今どんなものが出せるかということとか、どういう手続が必要なのかとか、そんなところも含めましてちょっと考えさせていただければなどということです。ごもっともお話だとは思いますが、ということで、この場で必ず出しますという話にはちょっとならない話なのではないかなというようなことで思っていますので、そこはご容赦いただければと思っています。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ご説明ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいことなのですが、先ほど説明あった先生方の残業時間、特に中学校が残業時間が多いというのは、僕もちょっと調べている状態ですけれども、今国のほうで、先ほども言われましたが、外国語対応の先生が1,000人投入されたとか、またICT教育とか、あとは学習指導要領が変わって授業内容が変わるといふことであれば、その都度国のほうでその対策費として予算がおりて、そこで徐々にですけども、少しずつでもふえてきている状況だと思うのです。部活動に関しても、残業が長いというのはやっぱり部活動の部分がなくて、それも外部指導員ということで、県も来年ぐらいからちょっと本腰を入れてふやしていくと。その段階でふえていくスピードと、退職される先生方のスピードと、去年がピークということで。今度子供たちが、当然僕の地元の学校も4クラスあったものが、ずっと3クラスになってきていると。子供たちの数も減っている。そのスピードというのはどうですか、合わないわけですか。急いで補充しないといけないということなのですか。徐々に、徐々に対応していくのでは間に合わないということですか。

○委員長（大嶋 茂君） ○○説明者。

○請願提出者 まず、徐々にふえているというようなことで先ほどお話ししたとおり、外国語活動、2020年度から完全実施になります、時数増になるのが3年生から以上は小学校で1時間ずつ時数増になります。今年度は総合の時間も使っていいよというような話だったものですから、学校独自で時数増にしているところもございしますが、ただ1,000人と聞いて、ああ、文部科学省、随分1,000人ということでふやしてくれたなと一瞬思ったのですが、47都道府県プラス政令指定都市で大体60ぐらいで割らなくてはいけないので、そうすると1自治体に来るのは十数名ということで、400校ぐらいある小学校、茨城県で十数名しか英語の専科教員が入らないというような実情を考えれば、努力しているのは大変わかるし、定数増になったのもこうやって意見書も提出していただいたおかげだということで感謝はしているのですが、まだまだ学校現場では足りないというような実感がありますので、普通に一般企業で比べれば、新しい事業が始まって、大きな負荷がかかるのだったら、何らかそのための予算措置もするし、人数をふやしたりなんていうことが普通のやっぱり考え方なのではないかなというようなことで思うのですが、教職員の何とかしてくれというようなことが強いのではないかなというようなことで思っています。その都度若干ずつは入っていますけれども、絶対数が足りないという実感があるというのが現実です。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） わかりました。圧倒的に少ないということですね。そういう数字で見ると確かに少ないと思います。

先ほど説明されたように、やはり現場の声ですね。どこの部分がどれほど足りないとか、どこの部分は充実しているけれども、どこはもうてこ入れが必要だということを出しておられるのでしょうかけれども、この別の文書というか。であれば、それを出していただいたほうがもっとわかりやすいというのが、一つそうです。

あと、講師の先生方というのは教員の数には入っていないのですか。講師の先生も入っているわけですか。

○委員長（大嶋 茂君） ○○説明者。

○請願提出者 定数法では全て管理されているので、講師の先生も含めて人数には入っています。

ただ、実は前はだめだったのですが、定数崩しというのが認められて、例えば1人分の給料というか、1人分フルで働く方を例えば3人分とか4人分で29時間とか20時間で働いていただいて、人数よりはふえているということがあるのですが、ただ29時間、20時間だと、なかなかさまざまな打ち合わせとか、校務分掌と一緒にやっていただくというのも難しいので、現実的にはそれも厳しい状況になっているというところがあります。講師の先生も定数上の人数です。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 済みません。では、最後に。どうもご苦労さまです。

せっかくの機会なので、ちょっと教えていただきたいのですが、これ予算をふやすということで請願が出ていますが、これは国もそうですし、県下においても自治体の地域差というのが大きく違うのかなと思うのです。といいますのも、やっぱり守谷市、つくば市、つくばみらい市、こういったところはもうどんどん子供たちふえているみたいなので、こういった話もあるのかなという感じですが、国全体、県下全体、我が市自治体を見ても物すごい勢いで子供たちが減っているのです。単学級はもちろんのこと、単学級の人数さえ物すごく減っている。そういった中で、今度小中一貫、統廃合も含めた議論も出ております。

そういった中で、考え方をちょっと教えてもらいたいのですが、我が市で一例を出しますと、1つの中学校に、その中学校学区に3つの小学校があります。そこに校長が4人いて、中学は2人いますから、教頭が5人いるのですね、実際。それは、私は個人的な意見で言いますと、ガバナンスのことを考えても、校長1人で教頭2人で十分なのではないのかなと思うのですが、その辺はどういうふうに考えたらいいか、考え方をちょっと教えてもらいたいのですが。

○委員長（大嶋 茂君） ○○説明者。

○請願提出者 まず、学校規模の話は、地域の皆さんの意向等もありますし、県も国もある一定、この辺の学校規模がいいのではないかなというような指標は出しています。

最終的には、それぞれの市町村がどうしていくかということで、今過渡期になるのではないかなというようなことで思っています。利根町でしょうか、利根町は1町1校にしてしまいました。義務教育学校にして、小中で町に1つしか学校が設置していないというような、ことしからでしょうか、になりました。旧筑波町、今つくば市の一部になりますけれども、旧筑波町も義務教育学校にして、昔の筑波町で今学校は、来年かな、こちらは1校しかなくなってしまいます。

学校規模をどういうふうな大きさにしていくか。または子供たち、そうすると遠方から通うことになり

ますので、バス通学がほとんどになりますので、ほとんどというか、多くの子たちがバス通学も考えなくては行けませんので、そのための費用とか、バスをおりてから家まである程度どうやって保障するか。中学校のバス通学になったときには、部活動の活動をどうするかとか、さまざまな課題がある中、学校の統廃合という部分はよく地域の声も聞きながら検討していただくしかないのだろうなというようなことで思っています。当然学校が統廃合になれば、その学校、当然独自のそれぞれの学校の取り組みになりますので、そうすると管理職はそれに見合った分しか必要ないというのは当然のことだというようなことで思っています。まずは、それぞれの市町村が学校規模を検討していただくことからだろうなというようなことで思っています。

確かに、では1学校100人しかいない小学校が、教育的にいいか悪いかと言われると、悪いところもいいところも両方あるのだろうなと思っています。一概に地域事情もありますので、この場でどっちがいいというのはなかなか言いづらいのだろうなと思っています。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 最後に。わかりました。

〇〇さんおっしゃるように、過渡期なのだと思うのです。やはり今、先ほど言った人数でいうと、例えば校長が学区内で4人もいる管理職が、私は足りないというのであれば、もうそれを1人にして、その分、恐らく1人分で講師2人も3人も呼べるようなあれだと思うのです。ただ、それは首というわけにはいかないですから、もちろんこれは過渡期の問題なのだと思います。ただ、先ほど言われたいい面、悪い面あると思うのですが、ただ私はその1学級が、1学年が、これ少人数を推進というのですが、例えば現実問題、1桁になりそうな学校も出てきています。そういう中で、この少人数の学校を推進するというのは、何となく時代に逆流しているのではないのかなということをちょっと私見なのですが、ありがとうございました。

○委員長（大嶋 茂君） 時間のほうも大分過ぎてまいりました。ほかにいろいろご意見あろうかと思うのですが、この件につきましてはこれで終了したいと思います。

説明者の方、ご苦労さまでした。

○請願提出者 本日はどうもありがとうございました。

〔請願提出者退席〕

○委員長（大嶋 茂君） それでは、この請願2号について協議願いたいと思います。

ご意見のある方、委員さん、おりますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 請願の内容は妥当だと思いますので、私は田中委員から今少人数学級の現実と名目の話もありましたけれども、確かに地域によって少ない生徒数もクラスもいっぱいある中で、全体的にはまだ多いところもあるわけで、そういったところの底上げという意味で少人数学級を推進すべきだなというふうに思いますし、教職員の負担が何しろ多いものですから、そういう意味で私は賛成したいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ないようであれば、協議を終了いたします。

これより採決いたします。

請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本件は採択と決しました。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することとなります。

その際の提出者を委員長の私とし、賛成者をただいま賛成いただきました委員の皆様といたします。意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいか、願います。（案）がお手元に配ってあると思うのですけれども、意見書（案）。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 異議なし。

それでは、意見書案のとおりといたします。

以上で請願の審査を終了します。

執行部の入室を願います。

[執行部入室]

○委員長（大嶋 茂君） おはようございます。続いて、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

初めに、保健福祉部です。議案第120号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」分割付託分について審査願います。

それでは、保健予防課から説明願います。

稲川保健予防課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） お願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、稲川保健予防課長、説明願います。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 保健予防課の稲川でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

では、議案第120号のうち保健予防課所管の部分についてご説明を申し上げます。第8条、筑西市夜間休日一次救急診療所条例の一部を改正するものです。夜間休日一次救急診療所における診療料は、筑西市民病院の診療料の額に準ずることとしておりましたが、筑西市民病院が廃止されることから、国が定める診療料の算定方法によることに修正をするものでございます。

自由診療における診療料で算定範囲を点数1点当たり10円から20円までの範囲において、市長が定める単価を乗じた額にするというものでございます。内容につきましては、従前どおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 第3項で、社会保険関係法令の適用を受けない者からという部分で、これは該当

者というのはどういう人かということと、今1点当たり10円から20円の範囲内で市長が定める単価ということですので、これは特別にこういうふうに書き出したということは、普通の医療を受けたときの点数と違うのかなというふうに感じたのですが、どういう意味なのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） まず、この自由診療の対象となる場合ですけれども、当日保険証を持参しないと、それから持ってこないとか、あとない方とか、そういった方の場合に自由診療のこの点数が使われます。

それから、この1点当たりの範囲を設けましたことにつきましては、例えば賠償責任などが絡むような、そういった場合も起こり得ることから、範囲を設定いただいております。今までには、そういった特殊なケースというのですか、そういったものは事例としては上がっておりませんが、今後のために範囲を設けたということでございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 何点かお伺いさせていただきます。

市長が定める単価と書いてあるのですけれども、もう大体決まっていると思うのですが、幾らでしょうか。1点当たり、今まで普通だと10円。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） お答えいたします。

筑西市民病院の単価と合わせまして13円から15円、この範囲を想定しております。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 想定ですか。まだ決定していないのですか。10月1日から始まるのに。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 今回議決をいただければ、13円から15円ということやってまいりたいと考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） あと、夜間休日一次救急診療所の場合は、今までどおり保健所の休日診療、今までどおり活動するということですね。茨城県西部メディカルセンターとどうすみ分けしますか。救急受け入れね。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） ご答弁申し上げます。

夜間休日一次救急診療所は1次救急でございます、茨城県西部メディカルセンターのほうは2次救急ですから、そもそもすみ分けができております。1次救急と2次救急ということでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 今のもちろんそれが基本だと思いますけれども、夜間休日一次救急診療所も夜間ずっとやっているわけでもないし、日曜日でも何時までだったか、そんなに夜やっているわけでもない、そういう時間外は茨城県西部メディカルセンターでいいのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 茨城県西部メディカルセンターというより、まずはかかりつけ医だとか、土、日もやっているお医者さんがいますので、基本的にはお医者さんとか、あと夜間休日一次救急診療所にかかっていたら、2次救急の治療の必要性がある場合に茨城県西部メディカルセンターのほうに受診していただくのが基本ルールになります。ただし、当然どこも1次救急のやっていない場合なども想定されると思いますので、そういう際には救急車とか呼んで、必要な場合には茨城県西部メディカルセンターに行くのかなというふうに想定されます。

なお、この答弁は本来であれば中核病院整備部のほうで答弁すべきものでありますが、私のほうからそういうふうになるのかなということで、済みません、答弁をさせていただくものでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） おっしゃることは基本どおりでよくわかるのですが、市民側としては一番困るのは、かかりつけのお医者さん、休日とか夜間は電話に出してくれないのです。今度診療所になる筑西市民病院もそうです。だから、そういうときに救急車呼ばない程度の病気、けがでも茨城県西部メディカルセンターに期待したいと思うのですが、受け入れてもらえますかということです。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） ご答弁申し上げます。

済みません。受け入れてもらえますかという質疑に対しては、私答弁する立場にございませんので。ただ、私どもでやっている24時間の電話相談等で電話しますと、こういう症状であればあしたの朝まで待って、あした受診してくださいとか、あと1次救急に行ってくださいとか、そういうアドバイスが受けられますので、そういうのを参考にして。救急の場合にも、すぐ救急車で行ってくださいというアドバイスも何件かしていますので、そういう形で対応されるのかなというふうに考えるところです。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終結いたします。

これより議案第120号の採決をいたします。

議案第120号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」分割付託分について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第122号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」分割付託分について審査願います。

続けて、保健予防課からの説明をお願いします。

稲川保健予防課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 続きまして、議案第122号の説明をさせていただきます。

「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。別表第2第2項において、地域医療推進アドバイザーにつきまして、主任アドバイザー

一日額5万円及びアドバイザー日額3万円の報酬を加えるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 本会議場でも一応説明いただきましたけれども、もう1度説明をお願いしたいのですけれども、主任アドバイザーは月に1回、アドバイザーは週に1回5名ということなのですが、仕事の中身は何でしょうか。あと、そのアドバイザーの資格というのはどういう人がされるのかということを知りたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） では、委員さんのご質疑にお答えいたします。

まず、アドバイザーの職務でございますけれども、本会議でも申し上げましたとおり、市で進める地域医療推進事業、それから健康づくり事業への助言、これをお願いしたいと考えております。また、アドバイザーの資格ということですが、主任アドバイザーのほうは教授クラスの方、それからアドバイザーの方は助教クラスの方を予定しております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 自治医科大学からいらっしゃるということで、助教5人もそろうのですか。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 助教は1人です。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 1人ですね。そうしたら、後はどういう形。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 主任アドバイザーが1人、それから助教が1人で、恐らく同じ人かなとは思いますが。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） アドバイザー5名ということです。それはどういう方ですかというのを聞きたい。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 申しわけありません。私が本会議で説明の仕方が上手に説明できなかったのかなと思います。

主任アドバイザーは1名で、教授クラスの方が月1回、そしてアドバイザーは地域医療を専門にしている方、これから人選もお願いいたしますので、済みません、稲川が助教と申し上げましたが、議決いただければ、これから自治医科大学のほうに人選をお願いするところでございますが、その方が1名、週1日程度です。ですから、合計2名を予定しております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） わかりました。では、お医者さん関係ということ、いずれお医者さんになる卵が入っているのかどうかわかりませんが、という形の理解でいいのですね。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 今の説明と、あと田中委員も議案質疑でやっていたので、内容はおおむね承知しているところでありますけれども、非常にこの日額がいい額だなというふうに思うのが率直な感想です。

そういう中で、地域医療の連携といいましょうか、地域医療を進めるに当たってのアドバイスというような話であります。そう考えたときに、これ茨城県西部メディカルセンターのほうの位置づけといいましょうか、よく部長なんかが説明されますけれども、地域医療連携のコントロールタワーだと、そういう考え方でその病院の位置づけがある。中期計画にはそのようにイの一番に書いてあります。そういう中で、こういった職は市の特別職というより、いわゆる機構のほうの役職として招聘するのが適切なのかなというふうな思いを持つのですが、その辺、課長というより部長。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） ご答弁申し上げます。

まず、この地域医療推進アドバイザーにつきましては、田中委員さんのほうのご質疑にもご答弁申し上げましたけれども、地域医療連携推進センターとは現段階ではちょっと別のアドバイザーとして考えております。ただ、当然地域医療連携に関する調査も行っていただいたり、また地域医療の充実のためとか、健康づくり事業のためとか、これからアドバイザーと、議決いただければお願いするアドバイザー、教授の先生と相談しながら、どういう形でやっていくかというふうには調整していくところでございます。

森委員さんからのご質疑の地域医療連携に関して関連で申し上げますと、茨城県西部メディカルセンターが行う地域医療連携事業というのは、あくまでも病院を中心として、病院事業として、例えば1次医療、3次医療機関との連携を進めるに当たってどうすればいいかという視点ですけれども、市で行う地域医療連携については、この地域全体を考えまして、例えば市民の方の意識を、今でも持てるところを深めていただく。例えばレセプトによって1次、2次、3次の受診状況を調べて、この地域にはこういうような説明会をしたら効果的なのかなとか、そういうふうに市全体、この地域全体の地域医療連携の体制を高めるのは行政の役割かなというふうに認識しているところでございます。一応関連して答弁させていただきます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。もっと広い意味で捉えた地域連携だよということです。

そうした場合、人選に当たって自治医科大学のほうから人選していくと、関係者を人選していくということです。そうしますと、その人選に当たられる方というのは梶井先生でよろしいですか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） ご答弁申し上げます。

このアドバイザーを置くことになりましたのは、本会議でも申し上げました、市長が自治医科大学のほうにお願いした経緯がございまして、その地域医療センターの教授がおられまして、その方に人選をお願いすることを予定しております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） わかりました。

私は、どうしても部長の言っている話でなるほどというふうな思いも持ったところはあるのですけれども、基本的にいわゆる特別職の公務員ということを考えて、その本質を考えたときには、やっぱり特別職にするべきなのかなんていう思いを持ってしまうのが正直なところなのです。といいますのは、当然これ今茨城県西部メディカルセンターをみんなで盛り上げていかななくてはならないと、市のほうでもいろいろ支援、あらゆる面で応援していく体制を整えていかななくてはならないという、そういうところも、物心両面にわたってです。これは当然わかります。ですが、どうしても保健福祉部関係と茨城県西部メディカルセンターの同じものを両方で支出しているような思いを持ってしまっただめなのですね。ごちゃごちゃになってしまっただめなのですね。であるならば、あらゆるそういった部分の病院と関係するものについては茨城県西部メディカルセンターの機構のほう、独立行政法人のほうでこういった役職なんかも設けるべきなのかなんていうふうな思いを持ったわけなのです。

再度聞いても、多分部長は同じ答弁になろうかというふうに思います。そういう思いがありますので、その辺は逐一これから議会もあろうかというふうに思いますけれども、そういうときにはそういう観点で質問もさせていただくというふうに考えていますので、きょうはこれで終わりますけれども、そういう考えもあるよということで承知をしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） アドバイザーで、具体的にどういうことをやろうとしているのかがよく見えないので、もうちょっと具体的な計画を話していただければいいかなというふうに思うのですが、自治医科大学では地域医療推進センターというところがあって、梶井さんもそのセンター長をやっていて、その流れなのかなという気はするのですが。たまたま私もそのシンポジウムに参加したことがあって、医者だけではなくて、一般市民の方も参加しての地域医療、梶井さんがよく言う地域づくりというくらいのスケールでやっているのだということがわかりましたけれども、健康と健康づくりと、それから実際の医療と、それらをどう実際に融合というのですか、その地域で組み立てていくかということの話だったのですけれども、そういう中身として理解していいのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 委員さんのご質疑にお答えいたします。

アドバイザーの具体的な職務内容についてですけれども、委嘱後には実際細かなことをアドバイザーと調整していく必要がございますけれども、一例としまして、レセプトデータから疾病の種類ごとに1次、2次、3次医療機関への受診傾向の分析であるとか、それから茨城県西部メディカルセンターの開院前と開院後の受診状況内容の比較でありますとか、それから地域ごとの疾病の罹患状況、そういったものの分布などをちょっと調べていただければ、その後市のいろいろな施策に取り入れられるのかなというふうに想定しているところでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そういった調査は、前に自治医科大学の寄附講座、筑西市民病院に先生が3名ほどやってきて、そういった調査、この2次医療圏の調査で、どんな疾病があって、どこにかかっているかとか、そういったのを調べたことがあったと思うのです。それをまた繰り返すのかな。茨城県西部メディ

カルセンターができて、新しい傾向をつかむのかな。だったら、どっちかというとな茨城県西部メディカルセンターのほうが、連携室の中に調査班みたいのを置いてやったほうがいいのではないかなと思ったりもするのです。その辺がちょっと日当が随分大きい割には見えないものですから。もう少し具体的なものはないのでか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 済みません。やっぱり先ほど森委員さんからの説明でも、私どもの説明がわかりづらかったのかと思いますけれども、茨城県西部メディカルセンターの中で地域連携については、病院としてどういう形でこの地域での役割を考えながらいろいろ進めていくところだと思います。私どもの行政としては、この市域、筑西桜川地域まで考えて、どういう形で地域医療連携、地域医療の充実を進めていくのかというのを進めていきたいと考えているところなのですが、そういう中でこのアドバイザーの方には、ただいま稲川が言われたようなこともやったり、何が必要なのかというのをアドバイスをいただく。申しわけありません。細かいところは、今後アドバイザーにお願いする方と詳細を詰めまして、進めていきたいというふうに考えていると。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） その結果を、何々計画といったものに生かす目的で今回の委嘱ということになるのか。それは別なのか、その辺をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 今三浦委員さんがおっしゃられたのは、手前どもで今つくっている健康づくり総合計画ということでよろしいでしょうか。当然10月から委嘱できれば、そういうものの中にも生かすことができれば生かしていきたい。ただ、期間的には1年間の、本会議でも申し上げましたけれども、まずは1年間の委嘱を考えておりますので、その中で計画に対してもどういう考えを、こういうのがいいよというアドバイスをいただきます。ただ、その分析等間に合うかどうかというのはちょっとどうなのかなというところがあるところです。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） では、これで質疑を終了いたします。

この問題は、やっぱり病院と市との区別があると思うのです。市のほうでは全体的にやっ払いこうという感じだと思うのです。

これより議案第122号の採決をいたします。

議案第122号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」分割付託分について、賛成者の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第124号「筑西市手話言語条例の制定について」審査願います。

それでは、障がい福祉課から説明をお願いいたします。

大島障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（大島康弘君） 障がい福祉課の大島です。よろしく願います。着座にて説明

をさせていただきます。

議案第124号「筑西市手話言語条例の制定について」ご説明いたします。1ページをごらん願います。まず初めに、前文でございます。この前文は、筑西市手話言語条例の制定趣旨を説明するものでございます。1ページの最後の行から2ページにかけて朗読させていただきます。「わたくしたち筑西市は、ろう者の歩んだ歴史やその文化に向き合い、手話が言語であることの認識に基づき、手話への理解を深め、全ての市民の人権が守られ、地域で支え合い、お互いの個性と人格を尊重し合って共に生きる社会を実現するため、この条例を制定するものです」。

第1条は、目的になります。この条例は、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにし、全ての市民が心豊かに共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

次に、第2条は、市民の定義を定めております。

そして、第3条、基本理念でございます。全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指し、手話を使用する者の意思疎通を行う権利を尊重することを基本理念としております。

第4条、第5条では、市の責務、市が実施する施策を定めております。

そして、第6条は、手話を学ぶ機会の確保として、市は、市民が手話を学ぶことのできる機会の確保と、学校において児童、生徒及び教職員に対して手話を学ぶ機会の提供に努めることを定めております。

3ページをごらんください。第7条は災害時の対応、第8条は財政上の措置、第9条は市民の役割、第10条は事業者等の役割、そして第11条は医療機関の役割を定めております。

最後に、附則でございます。本条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） この条例に反対する人はいないと思うのですが、この条例ができることによって、できる前とできた後、どう違うかといったら、行政の責務というのは書いてありますけれども、具体的にはどういうことでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 大島課長。

○障がい福祉課長（大島康弘君） 藤川委員さんにお答えいたします。

こちらにつきましては、本市は手話が身近なまちづくりを基本として、市民が手話に対する理解を深め、手話の普及によりともに安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すということで、そのようなことで変わってくると思います。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 具体的に何をしますか。

○委員長（大嶋 茂君） 大島課長。

○障がい福祉課長（大島康弘君） お答えいたします。

この条例を実施することによって、具体的に学校における手話の体験とか、事業者や医療機関向けの手話の講座を開催したり、そのようなことを行っていきたいと考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 学校で手話教室とか、そういうのをされたり、職場、市役所でも少し勉強されていますけれども、職員の方。あと、民間でも市民で手話の資格をとるための講座というか、勉強会あります。特に学校とかで教えるときに、誰でもが教えられないのです。特に県の協会のほうは厳しく、資格がなくては教えたらだめと、厳しいのです。そういうときに、市内で教えられる人、きちんと教えられる人というか、資格を持って教えられる人はなかなかいなくて、頼まなければいけないと思うのですけれども、そういう予算、かなりこれからつけていかないとやっていけないと思うのです。大体予算獲得にどれぐらい考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 大島の説明にちょっと補足させていただきます。

まず、学校における手話については、現在社会福祉協議会でやっているものを例えば聴覚障害者協会の方が一緒に行くような形とか、いろいろ工夫しながら、社会福祉協議会の事業の中でまず工夫していきたいのが1点。あともう1点、学校の手話以外に聴覚障害者協会の方とお話を聞きましたら、お医者さんに行くときに手話通訳者が同席するときに、お医者さんが急に来られると守秘義務の問題とか、そういうのがあって困っているのだというお話をお聞きしまして、今回の条例に入れさせていただいたのですけれども、この際医師会の方々とも情報交換をしまして、様式をつくりまして、この手話通訳者の方をお願いしているので、個人情報については問題ありません。また、手話通訳者の方が自分の身分証明書を持っていくことによって、医師会の加入しているお医者さんについてはそれで大丈夫なように事前調整をしまして、そういうことをしました。まず、お医者さんに行くときに手話通訳の方がこの条例施行後は、ごめんなさい、筑西支部と調整をしたところなので、医師会の筑西市内の医療機関にかかったときにはすんなりいきます。ただ、こういう取り組みについては広報してまいりますので、市外の医療機関に行った場合にもお願いできるような形で広報もしていきたいというふうに考えております。今のそういう形で答弁させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） この前、脳卒中とか心筋梗塞の講演会、どちらも手話通訳をお願いして来ていただきました。やすらぎから来ていただいたのですが、こっちで勝手に個人的に頼んでお願いすると怒られるのです。ちゃんと県の協会を通さないと。結構高くつくのです。これからこういう条例ができると、成人式なり、大きな市の事業のときに手話通訳つけることになると思います。そういうときにもやっぱりこっちで勝手に協会に地域の筑西協会とか……

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員、申しわけないのですが、条例制定についてですから、細かい詳細についてはまだわかっていないと思うのです。

○委員（藤川寧子君） （続）でも、この条例をつくった後、どういうことをするかというのはしっかりわきまえてないと、ただつくって、はい、終わりではないですから、これは。そういうところをやっぱり私はちょっと気にしていますので、これからどういう対応をされるかということはきちんとして、そのためにはやっぱり予算の裏づけも必要ですから、これから来年度予算ということもあると思いますし、そういうことを含めて、これは行政だけではなくて、議員もやっぱりよく理解していかないと。ただ格好いいからとか、要請されたとかだけで決めるものではないと思いますし、決めるからにはきちんと中身も充実してほしいと思います。ということです。

○委員長（大嶋 茂君） 要望にしてください。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 1点だけお願いします。

第7条で、災害時においてという部分で、手話を使用する者が必要な情報を迅速かつ確実に得ることができるようにということで、支援措置を講じるということになっています。これは、これからどのようにやっていくのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 大島課長。

○障がい福祉課長（大島康弘君） お答えいたします。

現在聴覚障害者の方々に対してタブレットやスマートフォン等を利用して、市と聴覚障害者との間で手話や文字機能等を利用した情報伝達ができるような手続を進めております。また、ファクスによる情報提供ができるようなことも考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第124号の採決をいたします。

議案第124号「筑西市手話言語条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

申しわけないのですが、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

---

再 開 午前11時28分

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち保健福祉部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第126号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思っております。

初めに、保健予防課から説明をお願いいたします。

稲川保健予防課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 保健予防課の稲川です。保健予防課所管の補正予算についてご説明いたします。着座にて失礼します。

それでは、補正予算書の14ページ、15ページをお開き願います。歳入でございます。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節6雑入、説明欄38、県西総合病院組合医療収入5億3,425万2,000円、39、県西総合病院組合その他収入、こちらが1,904万7,000円、続きまして40、県総合事務組合退職手当等還付収入8億

5,000万円、合計で14億329万9,000円の増額補正でございます。

次に、補正予算書は20ページ、21ページをお開き願います。歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目4保健センター管理費、21ページ説明欄のあけの元気館管理運営事業として、委託料の48万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。あけの元気館と複合施設は、指定管理者制度によって管理運営を行っておりますが、建築基準法の一部改正により建物及び防火設備等の定期調査報告義務が生じました。この調査費用につきましては、指定管理料には含まれておりませんでした。そのため専門技術の有資格者に調査委託を行うため、建物調査及び報告書作成業務として43万2,000円、それから防火設備検査及び報告書作成業務として4万9,000円、合計で48万1,000円をお願いするものです。

引き続き、予算書のほうは20ページ、21ページをごらんください。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、21ページ説明欄の県西総合病院組合清算事業として5億8,595万円の補正予算をお願いするものです。10月1日に茨城県西部メディカルセンターが開院をするため、県西総合病院は9月30日に閉院となります。病院を運営してきた県西総合病院組合も解散をするために、解散で生じる未払い金等の処理を行うものでございます。

次が、同じく補正予算書20ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄は23ページになります。23ページ上のほうになります。地域医療推進事業で117万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。10月1日の茨城県西部メディカルセンター開院にあわせ、市のほうでは健康づくり都市宣言を行う予定でございます。生活習慣病予防や母子保健事業などの各種事業の効果的な推進と普及を図るために、専門家をアドバイザーとして確保いたします。そのため2人分の報酬等で117万8,000円の補正をお願いするものでございます。地域医療の充実を図るために、地域医療の現状分析と予測を図りながら、筑西市を中心とした地域の1次、2次医療機関、保健、介護、福祉関係者等の連携調整を進めていく上で必要な経費として補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 県西病院の件ですけれども、15ページ、21ページに関係するのですが、県西病院の清算で診療は9月30日まで行うので、その清算が全て終わるのにまた先になるわけです。そうすると、今回のほかに残りの分がまた出てくるということになるかと思うのですが、その時期はいつなのか、教えてもらいたい。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 委員さんのご質疑にお答えいたします。

3月の議会のときまでには、ある程度決算がお示しできるかと考えております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 第1回定例会ね。

○保健予防課長（稲川三枝子君） はい。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） こども課の児玉でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○こども課長（児玉祐子君） 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうちこども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出補正予算書事項別明細書、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄、子ども・子育て支援整備交付金といたしまして726万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄、子ども・子育て支援整備交付金といたしまして269万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。いずれも放課後児童クラブ整備事業の負担割合が変わったためでございます。

続きまして、款18寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金、節1民生費寄附金といたしまして100万円の増額補正をお願いいたします。これは、川田興聖様よりいただきました子育て支援のための指定寄附でございます

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄はスピカビル子育て支援施設管理運営事業に100万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、指定寄附を受けまして、キッズコーナーちっくんひろばに3歳未満のお子様にも安全に遊んでいただけるソフトプレーガーデンハウスの設置や教育絵本の配備、また子供用簡易トイレを整備いたしまして、施設環境の充実を図ってまいります。

同じく目2児童措置費、説明欄、保育士確保促進事業に286万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、市内の民間保育所が認定こども園に移行する際の手続を支援するため、補助金を交付するものでございます。当初3法人、300万円を予定しておりましたところ、6法人からの申請がございましたため、補正するものでございます。

同じく説明欄の放課後児童クラブ整備事業といたしまして、187万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、市内村田にございますたけのこ保育園が実施する放課後児童クラブの改築に対する費用の一部を補助するものでございまして、負担割合が変更になったためでございます。当初予算で計上しておりました補助の負担割合は、国、県、筑西市が9分の2で、事業者が3分の1でございましたが、国が2分の1、県、筑西市がそれぞれ8分の1、事業者が4分の1に変更となりました。これによりまして、国の負担額が726万4,000円増額し、茨城県と筑西市の負担がそれぞれ269万7,000円減額することとなります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 保育士確保の件ですけれども、表をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、見方がよくわからないので、説明をお願いしたいのですが。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） それでは、けさほどお配りさせていただきました保育士確保状況の私どもからの資料のほうをごらんいただきよろしいでしょうか。

1番から25番まで、保育施設名とございます。こちらのほうは、市内に認可保育所がございますけれども、その全てでございます。そのお隣が利用定員、これは2号、3号となっておりますので、保育定員でございます。そのお隣が児童数の合計、これはその隣に年齢別入所児童数が記載してございますけれども、8月1日現在で入所されているお子様の年齢別、それで児童数の合計でございます。このお子様たちを見させていただくには基準がございまして、皆様ご存じのとおり。その基準に照らしての必要保育士数がそのお隣でございます。必要保育士数。括弧の中は1号分になってございますので、これはまた2、3号の必要数は下の括弧の外の数字です。括弧つきではない数字が2、3号を見るために必要な保育士数となっております。ただ、在籍の保育士数と対比するのにかなり差が出てしまう。認定こども園については1号もお預かりしておりますので、差が出てしまうということも鑑みまして、括弧内の1号分の必要数も上げさせていただいたという経緯でございます。ですので、その必要保育士数の欄と在籍の一番端の保育士数の欄、こちらを比較していただきまして、ごらんいただくとわかると思うのですが、必要保育士数をどの園も上回っております、在籍の保育士さんが。ですので、十分今のところ足りているという状況をお示したようなわけでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうしますと、今回予算を組んだのは、新築あるいは増築をするという部分で定員がふえるための部分という理解でいいのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 保育士確保についての今回の補正は、あくまでも民間の園さんが、保育所が、認定こども園に移行するための事務手続に必要な分の補助でございますので、定員はまた別の話になりますけれども。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） すると、保育士を何名採用したいからという申し出ではなくて、手続上の経費ということなのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） そのとおりでございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかになければ、質疑を終結いたします。

次に、赤城高齢福祉課長、説明を願います。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） 高齢福祉課、赤城でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第126号のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。12、13ページをお開き願います。歳入でございます。款17財産収入、項2財産売払収入、目1節1、説明欄1、不動産売払収入3,100万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、ことぶき荘老人ホームの運営を民間に移管することに伴い、敷地を移管する民間の社会福祉法人へ売り払うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

藤川委員。

○委員（藤川寧子君） ことぶき荘老人ホームの件なのですけれども、明野の向日葵さんが買われますね。今の中館のところへいつまで、あとは明野へ新しくつくるといのはいつごろといのはわかりますか。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） 委員さんの質疑にお答えいたします。

法人からの申し出の中では、これからおっしゃるように、吉田のところに特別養護老人ホームと養護老人ホームを一体化した施設の整備を行うということで、今県のほうに補助金のほうの申請をこの前出したところですが、まだ決定はもちろん出ておりませんが、法人の予定としましては平成32年秋には開設したいというふうに承っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 私も不確定なのですけれども、筑西市民病院にあるベッドをことぶき荘が新しく建てたときに使うという話をちらっと聞いたのですけれども、それはあるのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 赤城課長。

○高齢福祉課長（赤城俊子君） 今の委員さんがおっしゃるようなことは、私どものほうでは承ってはおりません。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

中澤部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 先ほど、ごめんなさい。三浦委員さんから県西総合病院の清算の時期のご質疑に対しまして、担当課長のほうから3月というお話をさせていただきましたが、9月末の打ち切り決算に係る議会への承認が3月議会になります。県西総合病院そのものの事務については、これから来年度建物の解体とか行われますので、最終的には来年度までになります。今回補正予算に上げさせていただいたものは、医業の未収金と未払い金が主なものでございます。これに企業債の部分がちょっと入っているのですけれども、基本的に未払い金と未収金をベースに補正予算は組ませていただきました。

繰り返します。来年の3月は、9月末の打ち切り決算の認定を求める議案を提出する予定で、清算は来年度までかかる予定です。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ご苦労さまでした。

次に、渡邊ことぶき荘老人ホーム長。

○ことぶき荘老人ホーム長（渡邊道記） ことぶき荘老人ホーム、渡邊です。着座で失礼します。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○ことぶき荘老人ホーム長（渡邊道記） 議案第126号のうち、ことぶき荘老人ホーム所管の一般会計補正予算についてご説明いたします。

ことぶき荘老人ホームでございますが、多様化する入所者のニーズに対応するため、専門的な技術とノウハウを持つ民間事業者に平成30年10月1日より運営を委ね、入所者へのサービスの向上と運営の効率化を図るものでございます。当初予算では、1年間分の予算を計上しておりましたので、10月以降の予算を減額補正するものでございます。

12、13ページをお開き願います。歳入でございます。款13分担金及び負担金、項2負担金、目3民生費負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄11、老人ホーム生活費負担金928万円の減額補正及び12、老人ホーム事務費負担金2,422万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。9月までの老人ホーム措置費の運営費及び事務費の見込み額に合わせたものでございます。後ほどご説明いたします歳出の生活費、扶助費の額も、負担金の額にあわせて減額をお願いするものでございます。

16、17ページをお願いします。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄、民生費職員給与関係経費のうち補正額の財源内訳において、老人ホーム事務費負担金3,739万8,000円を減額し、一般財源に振りかえるものでございます。これは、歳入でご説明しましたように、ことぶき荘老人ホームの民間移譲に係るものでございます。

18、19ページをお開き願います。ここからの歳出につきましては、予算額の2分の1を減額することを基本といたしまして、9月までに執行する額及び既に執行した予算の総額を減額としております。目6老人ホーム費、説明欄老人ホーム管理事業270万2,000円の減額補正をお願いいたします。内容といたしましては、節1報酬22万2,000円の減額、節11需用費31万4,000円の減額、節12役務費9万8,000円の減額、節13委託料204万3,000円の減額、節27公課費2万5,000円の減額でございます。

続きまして、老人ホーム運営事業2,546万9,000円の減額補正をお願いいたします。内容といたしましては、節13委託料、栄養管理委託、調理業務委託、支援業務委託、清掃・維持管理委託、合わせて2,546万9,000円の減額でございます。

続きまして、老人措置参画事業2,000円の減額補正をお願いいたします。内容といたしましては、節19負担金補助及び交付金の2,000円の減額でございます。

続きまして、老人ホーム扶助費928万円の減額補正をお願いいたします。内容といたしましては、節20扶助費928万円の減額でございます。歳入の生活費負担金の額に合わせたものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、岡本地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） 地域包括支援センターの岡本です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（大嶋 茂君） それでは、説明願います。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） それでは、議案第126号、地域包括支援センター所管分の一般会計補正予算についてご説明いたします。

16ページをお開きください。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、次ページをお開きください。介護サービス事業特別会計繰出金でございます。38万7,000円の増額補正をお願い

するものです。これは、介護サービス事業特別会計が平成29年度繰越金、当初200万円と見積もっていましたが、決算額が確定いたしまして161万3,000円だったため、38万7,000円の不足が生じました。そのため一般会計からの繰出金の増額をお願いするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、宮田介護保険課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 介護保険課、宮田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

○委員長（大嶋 茂君） それでは、説明願います。

○介護保険課長（宮田勝人君） それでは、議案第126号のうち介護保険課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄42、介護保険料低所得者軽減負担金762万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、介護保険制度による低所得者の介護保険料軽減の伴う公費負担分の交付決定によるものでございます。

続きまして、同じく項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄32、介護保険システム整備費補助金162万の増額補正をするものでございます。この増額補正につきましては、平成30年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費用分に対する補助金でございます。

続きまして、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄33、介護保険料低所得者軽減負担金381万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、国庫負担金と同様に介護保険制度による低所得者の介護保険料軽減に伴う公費負担分の交付決定によるものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄3、介護保険特別会計繰入金1億5,311万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。この増額補正は、平成29年度介護保険特別会計の決算が確定したことによる、介護給付費等による一般会計繰出金の清算分でございます。

次に、16、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、説明欄、介護保険特別会計繰出金1,525万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、介護保険制度による低所得者の介護保険料に伴う公費負担分について、介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 歳入と歳出がよくわからないので、聞くのですが、13ページのところに介護保険システム整備費補助金162万円が出てきます。これは改修のための補助金だということですが、この歳出の

ほうにはそれがないのですけれども、どういうことなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） これにつきましては、一般会計市持ち出し分の歳出の中の出発点となりま  
すので、介護保険特別会計に繰り出すための出発点となりますものなので……

（「確定して入ってきたという意味なんですか」と呼ぶ者あり）

○介護保険課長（宮田勝人君） （続）一般会計から市負担分の介護保険繰り出し分に対しての改修分の  
補助金として入ってくるものなので、歳出につきましては出発点となっているものなので……

（「財源としてとれるということでしょうか、事業はもうやったとい  
うことなんですか、これからやるということなんですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 宮田課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） 改修につきましては、既に終了してございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、質疑を終結いたします。

次に、議案第127号「平成30年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について審査願いま  
す。

それでは、医療保険課から説明をお願いします。

篠崎医療保険課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） 医療保険課の篠崎です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いた  
します。

○委員長（大嶋 茂君） それでは、説明願います。

○医療保険課長（篠崎正典君） 議案第127号「平成30年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」  
についてご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款8  
項1繰越金、目2節1その他繰越金、説明欄、前年度繰越金1億7,429万5,000円の増額補正をお願いする  
ものでございます。これは、平成29年度国民健康保険特別会計の決算が確定したことに伴い、歳入歳出差  
引額4億8,425万円のうち歳出に係る経費の財源として増額するものでございます。

続きまして、款9諸収入、項4雑入、目9療養給付費等交付金、節9過年度分、説明欄2、療養給付費  
等交付金過年度分419万7,000円を増額補正するものでございます。これは、退職者医療療養給付費等事業  
の平成29年度の実績に対して、昨年度交付された金額が不足していたことから、本年度追加交付される金  
額を増額するものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一  
般管理費、説明欄国保総務一般事務費284万8,000円を増額し、国保に係るシステム改修等を委託する  
ものでございます。

続きまして、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、説明欄、償還金1億7,564万4,000円  
の増額補正でございます。これは、平成29年度の国民健康保険療養給付費負担金の確定によりまして、超  
過して交付されていた交付金を国に返還するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） これ13ページの歳出の部分なのですが、ちょっとわからないので、教えていただきたいのですが、委託料の一番下の柔道整復療養費の内容点検業務システムとあるのですが、40万7,000円ですか、このシステムの内容と、どういったところに委託しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 篠崎課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） こちら、柔道整復療養費内容点検業務というものでございますが、平成30年度、今年度から茨城県が保険者となりましたので、この柔道整復療養費内容点検、こちらを今まで各市町村が内容点検を行っていたものを、県が業者に委託して、内容点検をするというふうになってまいります。

それに当たりまして、茨城県のほうがプロポーザルで決定した業者に委託をしまして、内容点検をするのですが、それに関しまして各市町村には専用端末、パソコンを貸与するようになっております。このパソコン貸与につきましては、無償ではあるのですが、筑西市としましてはその端末を接続する環境のほうを整備する必要が生じたという状況でございます。こちら、今回の委託料につきましては、内容点検をするという委託ではございませんで、その端末を茨城県のほうと接続するためのLAN配線工事ですとか、あと設定変更工事、こういったものを市内の業者に委託して、配線等を整備するものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。

これ柔道整復療養費だけが取り上げられているということなのですか。なぜここだけなのか。県のほうで新たにということなのですかけれども、何か特別な理由があるのかなど。

○委員長（大嶋 茂君） 篠崎課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） こちら柔道整復療養費、療養費関係は平成29年度までは保険者が市町村でしたので、各市町村のほうの責任で点検等をしておったのですが、今回この療養費につきましては茨城県が保険者として責任を持って点検するよというふうに事務の切り分けが変わってきたということでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 療養費が、全国的に高くなっているとか、そういう理由があつてなのかなとちょっと思ったので、その部分だけお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 篠崎課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） 療養費に関しましては、一般的な国のほうの国保に関する新聞等の記事にもございますが、請求に関しまして疑義があるものも多く見受けられるということで、県が責任を持ってこれにつきまして点検をしていこうということでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） その項で、コクホラインシステムのほうなのですが、27万円なのですが、これ県単一化に関係するのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 篠崎課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） コクホラインシステムというシステムは、筑西市のほうで個別に導入しております、県に報告する年報、月報ですとか、療養給付費の負担金、また国、県からいただく財政調整交付金等についてを取り扱うシステムとなっております。今回のシステム改修につきましては、平成30年度の法改正によりまして様式等が変更されておりますので、そちらに対応するものの改正でございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） もう1つ、その下の高額療養費のほうのシステム改修の中身、ちょっと額が大きいのではないかなと思うのですが、いろいろあるのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 篠崎課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） こちら、高額療養費支給管理システムにつきましても、こちらは筑西市が高額療養費の支給管理をするために独自に導入しているシステムでございます。今回県の統一化ということで、県内事務統一というものを今県と各市町村で進めておまして、今まで国保の世帯の方につきましては高額療養費を支給申請する場合は窓口に来て、領収書を提示した上で、それを確認して支給をしていたのですが、平成29年度の国民健康保険施行規則の改正によりまして、70歳以上の世帯の申請の簡素化、こちらのほうが可能となりました。茨城県のほうとしましては、市町村の統一事務としまして、平成31年度から足並みをそろえてこの70歳以上の世帯に関しましては申請を簡素化していこうということで、現在事務調整をしております。その簡素化に対応するためのシステムの改修ということになっておまして、筑西市独自のシステムですので、少し金額が大きくなってございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今までそういうシステム改修の費用を抑えるために、例えば提携市なんかで一般的なソフトで使うというやり方になっていたのかなと思ったら、独自のがあったんですね。そういうもつと安い方法に切りかえるという、そういう検討もぜひしていただきたいなど、可能であれば、よろしくお願ひします。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第127号の採決をいたします。

議案第127号「平成30年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第128号「平成30年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について審査願ひます。

続けて、地域包括支援センターから説明を願ひます。

岡本地域包括支援センター長、説明お願ひします。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） それでは、議案第128号「平成30年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」、地域包括支援センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございます。これは、下館東部・南部地区に地域包括支援センターを設置するに当たりまして、民間業者に委託するための委託費をお願いするものでございます。期間は平成31年度、委託限度額は4,400万円でございます。現在筑西市には、3カ所の地域包括支援センターがございます。下館東部・南部地区を担当しておりますのが直営での地域包括支援センター、それから下館西部・北部地区でございますのが社会福祉法人征峯会に委託しての地域包括支援センターしらとり、それから社会福祉協議会に委託して、関城、明野、協和地区に地域包括支援センターまごころ、以上3カ所でございます。

今後この地域包括支援センターの東部・南部地区を民間に委託いたしまして、相談窓口をふやすことで高齢者に対するサービスの向上に努めていきたいと思っております。市といたしましては、地域包括支援センターの統括、運営の委託、評価、指導、後方支援等を今後は行ってまいります。また、委託につきましては、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を実施する予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今までプロポーザルでやっていたことはあるかどうかということと、今回プロポーザルにした理由を、まずお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本課長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） お答えいたします。

昨年度もやはり下館西部・北部地区を地域包括支援センターの委託につきましては公募型のプロポーザルで行っておりまして、今年度から委託を開始しております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） プロポーザルにする場合のこっちから示す条件というものはどんなものがあるのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 岡本課長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） 条件につきましては、筑西市の地域包括支援センターの設置に関する条例等がございます。その中でうたわれている、例えば人員の設置基準ですとか、それらのことに基づいての公募ということになっております。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ないようであれば、終結いたします。

ご苦労さまでした。

次に、宮田介護保険課長。

○介護保険課長（宮田勝人君） それでは、議案第128号のうち介護保険課所管部分の補正予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、12、13ページをお開き願います。2、歳入でございます。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料1,212万8,000円の減額補正及びその下、節2現年度分普通徴収保険料312万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これらにつきましては、第1号被保険者で保険料10段階のうち第1段階に属する低所得者の保険料を公費負担により軽減するものでございます。

続きまして、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節3保険料公費負担分繰入金1,525万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、介護保険制度による低所得者の介護保険料軽減による公費負担分の繰り入れでございます。

続きまして、款9項1目1節1繰越金、説明欄、前年度繰越金4億8,745万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成29年度の介護保険特別会計の決算が確定したことに伴いまして、歳入歳出差引額5億4,008万9,000円から当初予算計上額5,263万円を差し引いた額を前年度繰越金に計上するものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2保険給付費、項1目1介護サービス等諸費、説明欄、介護サービス等給付事業でございますが、補正額の財源内訳の欄、低所得者の保険料軽減分を公費負担分として1,525万5,000円の財源を繰りかえるものでございます。

続きまして、款5項1目1基金積立金、説明欄の介護給付費準備基金積立事業2億182万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成29年度介護保険料のうち介護給付費等への充当しなかった余剰分を積み立てるものでございます。

続きまして、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、説明欄、償還金1億3,251万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成29年度介護給付費等が確定したことに伴いまして、補助金等の精算により国、県及び社会保険診療報酬支払基金に返還金が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

続きまして、項3繰出金、目1一般会計繰出金、説明欄の一般会計繰出金1億5,311万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましても、介護給付費等の確定に伴う精算により、一般会計繰入金について返還額が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

以上が介護保険課所管の補正予算でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

それでは、これより議案第128号の採決をいたします。

議案第128号「平成30年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第129号「平成30年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について審査願います。

それでは、地域包括支援センターから説明をお願いいたします。

岡本支援センター長、説明願います。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） それでは、議案第129号「平成30年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入でございます。款6繰入金、項1目1節1一般会計繰入金38万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。先ほど一般会計にて介護サービス事業特別会計繰出金の増額補正でもお願いいたしましたが、平成29年度の決算額確定によりまして繰越金を200万円と当初見積もっておりましたが、161万3,000円だったために、38万7,000円の不足が生じました。そのため一般会計からの繰入金を増額するものです。

以上でございます。よろしく願います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第129号の採決をいたします。

議案第129号「平成30年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、執行部の保健福祉部から教育委員会の入れかえをお願いしたいと思います。

保健福祉部の皆さん、ご苦労さまでございました。

〔保健福祉部退室。教育委員会入室〕

○委員長（大嶋 茂君） では、ただいまから教育委員会所管の審査に入ります。

初めに、議案第125号「筑西市立幼稚園条例の一部改正について」審査願います。

それでは、学務課から説明をお願いします。

飯山学務課長。

○学務課長（飯山正幸君） 学務課の飯山です。どうぞよろしく願います。着座にて説明させていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○学務課長（飯山正幸君） 議案第125号「筑西市立幼稚園条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

この条例改正につきましては、筑西市立協和幼稚園を平成32年3月31日に廃園にするために条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、幼稚園の名称及び位置を規定しております条例第3条の中の協和幼稚園に関する項を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成32年4月1日に施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願います。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これは、協和保育所の廃止と連動しているということになるわけですが、

行政改革として協和保育所のほうは始まった話なのです。その余波という形で協和幼稚園のほうに来ていると。

お聞きしたいのは、協和幼稚園は行政改革の計画がもともとはあったのかどうかということなのです。それと、これを廃止して、保育所のほうの認定こども園のほうで受け皿となる。大部分はそうだろうと思うのですが。そうすると、保護者負担の影響というものはどうなるかなということなのです。公立、私立の負担の比較というものを、きょうわかれば教えてもらいたいのと、あと表にして、後でいただきたいなというふうに思うのですが。

あともう1つは、職員の処遇です。どういうふうに考えているのか。お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚教育部長。

○教育部長（小野塚直樹君） ご質疑3つあったかと思います。

まず初めに、協和幼稚園の部分が行政改革の立場で以前からあったものかということが1つ、あと官民というか、格差の件、あと職員の処遇ということで、3つのご質疑という中で、まず協和幼稚園が公共施設の適正配置なり、行政改革の中でもともとあったものかということですが、こちらが基本方針といいまして、行政改革全体、公共施設全体の基本方針です。これは総務部の行政改革課が取りまとめをしたもので、教育委員会市長部局、皆入ったものです。その中の位置づけで、幼稚園も保育所も認定こども園も含めて、くくりとして子育て支援施設というくくりで対象に、幼稚園も保育所も同じくくりで検討の課題に、同じテーブルといいますか、同じ土俵に上がっています。その中で、子育て支援施設、幼稚園、保育所も含んだ中で方針があるのですけれども、その中を若干読んでみますと、民間施設、事業者等の運営状況、少子化の進展、将来的な保育需要を検証するとともに、子育て支援施設を公営で行うことの必要性や意義、あと公私の格差、是正の要請、それから公共施設適正配置の見地から総合的に検討するというくぐりで、同じ土俵では上がっています。

その中で、まずは保育所が先だったわけですけれども、その中では教育部門、教育委員会と、あと福祉部でも内部では検討して、ただ協和地区に公立の幼稚園と保育所、2つともなくなるということの地域の不安感というか、そういったものがあって、保育所から始まったという流れで。保育所の民間事業者、移譲先が決まりまして、そちらの民間でできないという判断をした場合に、民間事業者の提案内容から見ても、幼稚園部分についても受け皿として十分できるということを判断しまして、幼稚園が後づけですけれども、廃園ということで手続を始めて、保護者説明会を2回やって、今回議会に諮ったという流れでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） では、私のほうから料金、保育料の部分に関してご答弁させていただきます。

今まで私立と公立のいわゆる保育料につきましては格差があったのですが、今年度、来年度2年間かけて、公私同じ料金ということで改定しております。したがって、平成32年4月の時点では私立、公立園もどちらも保育料という部分では同じになります。ただ、例えば延長保育をやったりとか、そういった場合というのは当然違ってくるのですが、基本的な保育に関する部分は平成32年になると一体というふうな形になります。

もう1点のご質疑、職員の処遇に対してなのですが、今現在職員、協和幼稚園6名ほどたしかいたと思

うのですが、当然その平成32年までに退職される方もいますので、その中で残った正規職員については明野幼稚園であったり、認定こども園せきじょうであったりというような形の中で処遇をされるのかなど。人事のことにすることについては当然総務部と協議をして、その配置状況等々を考えなくては行けないのですが、一応今のところ教育委員会としてはそういうふうな形になるのかなど。いずれにしろ、今後廃園という形が決まりましたらば、総務部と協議等していかなくてはならない案件であるというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 行政改革の部分は、大きなくくりでは子育て支援の施設ということだし、それに限らず行政のかかっている部分が全てが対象になっているわけです。具体的にそれを進めるということは、幼稚園については急速に必要なに迫られたという状況もあるわけですが、そういった点と、それから行政改革という形で廃園にすれば、職員の配置、明野幼稚園と認定こども園せきじょうしか公立はないということになってくるわけで、そちらで全部吸収できるということかどうか。見通しね。

○委員長（大嶋 茂君） 小野塚部長。

○教育部長（小野塚直樹君） その件については、総務部と事前に調整しまして、またこれが来年でなくて再来年、32年ということで、まだ1年半あるわけです。そういった中で吸収できるようにということでの見込みというか、そういうのを総務部と連携してやっていることでありますので、この場で確証はできませんけれども、事前に2年計画で。来年ですとあれですけれども、また採用の部分もありますので、総務部と連携しております。そういうご理解でいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） いろいろと職員の異動が、公務員という立場ですから、それをちゃんと吸収できるかどうかというのは非常に大事な問題だし、民間のほうは民間のほうで保育士とか、そういう先生足りないから、できるだけ吸収したいと思うのでしょうけれども、給料の格差は、仕事の量も大分格差があるので、職員の人たちは非常に不安な部分があるのではないかなというふうに思います。

それと、最後に、特に民間で嫌われると言っては語弊があるのですが、受け入れにくい障害者の部分、保育所でももちろんだし、幼稚園部分でも当然そういう子供たちがいるわけで、そういった場合の先生の増員というものは、保育士の増員については市で独自に補助を出す制度があるけれども、幼稚園部分は今度は1号認定の場合は当てはまるのかどうか。そこのところをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 新しく民間移譲する認定こども園のほうでは、専門の准看護師さんを今の羽方のほうでは採用されているということなのです。今度新たな民間移譲の先生とお話したのですけれども、当然障害児、来年障害を持ったお子さんが協和幼稚園に入園したとしても、その方が新しい認定こども園を希望すれば、当然受け入れる準備は整えられるというふうな形で一応お話しはいただいております。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第125号の採決をいたします。

議案第125号「筑西市立幼稚園条例の一部改正について」、賛成の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長（大嶋 茂君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち教育委員会所管の補正予算について審査願います。

それでは、学務課から説明を願います。

飯山学務課長、説明願います。

○学務課長（飯山正幸君） 引き続きご説明させていただきます。

議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち学務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。申しわけございません。24ページ、25ページをお開き願います。中ほど、中段になりますが、款10教育費、項3中学校費、目2中学校教育振興費、説明欄、中学校特別活動助成事業費として500万円の増額補正をお願いするものでございます。お願いをする理由といたしまして、2点ございます。1つ目といたしましては、本年度6月、7月に行われた中学校総体におきまして、昨年同様非常に本市の部活動、成績がよかったということで、このまま今度9月から新人戦があるのですが、昨年同様な形で推移しますと、バスの借上料の不足が見込まれる。そういったことから、300万円の増額をお願いするものでございます。

2つ目といたしまして、同じく中学総体におきましてソフトボール部、剣道部、陸上部など多くの部活動が関東大会、そして全国大会に出場いたしました。当該部活動に対しまして、交通費、そして宿泊費などを助成する費用というのが大幅に不足することとなりましたことから、200万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 昨年同様ということで、徐々に成績も市内の部活動上がっていると思うのですが、前年度の成績をもとに予算というのは組んでいるのでしょうか。それとも、補正を前提にして予算を組んでいるのか。結果わからないですから。その部分が1つと、あと前年度の、わかればいいのですけれども、バスの台数ですとか、あと宿泊者数、それがもしわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） ご答弁申し上げます。

まず、予算策定期間なのですが、昨年度も同じく補正予算をお願いして、実は900万円ほど前年度に比べて補正をお願いしました。今年度予算を策定する上でどのくらい上げたらいだろうかということで、当然予算、教育委員会全体の予算ということの枠がありますものですから、際限なく上げることができないということで、昨年見込んだ分の500万円分ぐらいは上げたかどうかということで、今回昨年3,200万円だったところを、当初予算3,700万円ということで計上させていただきました。

2点目のご質疑なのですが、昨年実績なのですが、バスの借り上げ台数、延べになるのですが、731台を借り上げております。当然部活動以外で音楽コンクールとか、そういったものもバスを利用していますものですから、731台というふうな形になります。

（「宿泊」と呼ぶ者あり）

○学務課長（飯山正幸君） （続）宿泊人数ですね。昨年の実績で関東大会以上の参加人数85名という形なので、もしかしたら日帰りとかという形もあると思うのですが、一応延べ85名が関東大会以上に参加したという報告になります。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） バスのこの委託、当然731台ということですけども、バスの委託もそうですし、例えば宿泊とか交通手段、こういったものをかなりの額になるのですが、この委託先というのはもう既に決まっているのか、何かで選別しているのか、そこだけお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） まず、バスの委託なのですが、年度当初に部活動とか音楽祭とか、そういったものについては契約を結んでいます。市内7社か8社だと思うのですが、そこについて契約を結んでおりまして、実際に頼むのは各学校から契約を結んだ会社をお願いしているというような形で、その契約を結んだところであれば、同じ契約内容。時間数に応じてバス代が変わりますので、そういうふうな契約内容になります。それ以外の宿泊とかそういったものについては、基本的に全国大会などになりますと新幹線とか、今回全国大会、山陰、山陽地方なので、広島県、山口県なので、新幹線とか、そういったもので予約をするというような形なので、それについては各学校でそれぞれお願いをして、補助金という形で概算精算払いというような形で対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、渡辺地域交流センター長。では、説明願います。

○地域交流センター長（渡辺 賢君） 地域交流センターの渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

ページ数につきましては、先ほどと同じ24、25ページでございます。款10教育費、項5社会教育費、目3公民館費、節13委託料、説明欄、下館地区公民館改修事業1,730万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、下館地区公民館のうち五所公民館、河間公民館、大田公民館、嘉田生崎公民館は、新耐震基準が導入された昭和56年以前に建築された建築物であることから、施設利用者の安全を第一に考えまして耐震性を調査しまして、まずは実態及び現状を把握するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

次に、高島生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（高島雄二君） 生涯学習センターの高島です。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○生涯学習センター長（高島雄二君） それでは、私のほうから議案第126号「平成30年度筑西市一般会計

補正予算（第4号）」のうち生涯学習センター所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

24、25ページをお開き願います。歳出でございますけれども、款10教育費、項5社会教育費、目3公民館費、節13委託料、説明欄、関城地区公民館改修事業1,205万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、関城地区の3公民館、関本、河内、黒子公民館は新耐震基準が導入された昭和56年以前に建築された建物であることから、公民館施設としての利用者の安全、こちらを第一に考え、耐震性を調査し、実態及び現状を把握するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、廣瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） スポーツ振興課、廣瀬です。よろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） ご説明願います。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） 議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうちスポーツ振興課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

24ページ、25ページをお開き願います。歳出でございます。下段をごらん願います。款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費、説明欄の体育館等施設改修事業に4,753万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳を申しますと、関城体育センターと明野体育センターは、昭和56年の新耐震基準導入前に建築された建物であることから、施設の利用者の安全を第一に考え、建物の構造的強度や想定される地震に対する安全性などを調査し、実態を把握するための経費として、委託料に関城体育センター耐震調査委託料491万円、明野体育センター耐震調査委託料455万円でございます。

次に、下館総合体育館は、建設後17年を経過しており、空調機、冷温水発生器、ボイラー、送風機等の監視や運転をコントロールする中央監視盤が経年劣化により表示にふぐあいを起こし、このままですと諸設備の監視や操作ができなくなるとの報告を受けました。また、地下ピット内に配管されている給湯管が経年劣化や多湿等により腐食が進み、漏水等が起きやすい状態であることが確認されたことから、老朽化した設備を改修するための経費として、委託料に中央監視装置更新工事設計委託料111万5,000円、給湯管更新工事設計委託料108万円、工事請負費に中央監視装置更新工事費1,528万2,000円と、次のページの給湯管更新工事費2,059万6,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、増田美術館副館長。

○美術館副館長（増田 満君） よろしくお願いたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○美術館副館長（増田 満君） それでは、議案第126号のうち美術館所管の補正予算についてご説明申し上げます。

議案書14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款21諸収入、項6目6節2雑入、説明欄の雇用保険掛金受入金2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、この後ご説明申し上げます嘱託職員の報酬月額の改定によります雇用保険の掛金の受入金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。歳出でございます。款10教育費、項5社会教育費、目6美術館費、説明欄の美術館管理事業におきまして、節1報酬、これは嘱託学芸員の報酬45万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。美術館では、現在職員の欠員補充といたしまして、嘱託の学芸員1名を雇用しております。この4月から嘱託学芸員の勤務形態を週4日勤務から5日勤務に変更したことによりまして、筑西市嘱託職員の任用等に関する規則に定める報酬の月額が12万円から16万円に引き上げられました。その不足分の増額補正をお願いするものでございます。また、この報酬の増額に伴いまして、社会保険料の事業費負担分が増額となりますので、節4共済費におきまして6万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。報酬と共済費合わせまして52万4,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第126号について全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決いたします。

議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決いたしました。

以上で教育委員会所管の審議を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（大嶋 茂君） これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。

以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時50分